

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	重度障がい者医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、重度障がい者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障がい者医療費助成事務
②事務の概要	高槻市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高槻市条例第70号)等の規定に基づき、以下の事務を行う。 ・受給者の資格管理、助成等に関する申請等の受理・審査 ・医療証の交付 ・医療費の助成 ・その他重度障害者の医療費の助成に関する事務
③システムの名称	福祉医療費助成システム(重度障がい者医療)・障がい福祉システム・宛名システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障がい者医療受給者台帳等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[照会] 番号法第19条第9号 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 別表第2の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月6日	③システムの名称	重度障がい者医療システム	福祉医療費助成システム(重度障がい者医療)	事後	
令和3年2月19日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	令和2年度に、特定個人情報取扱監査を受けたため。
令和3年11月2日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 国民健康保険課	健康福祉部 障がい福祉課	事後	
令和3年11月2日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	健康福祉部 国民健康保険課	健康福祉部 障がい福祉課	事後	
令和3年11月2日	評価書名	重度障害者医療費助成事務 基礎項目評価書	重度障がい者医療費助成事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年11月2日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	重度障害者医療費助成事務	重度障がい者医療費助成事務	事後	
令和3年11月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事	重度障害者医療費助成事務	重度障がい者医療費助成事務	事後	
令和4年10月20日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	[照会]高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1の1の項及び6の項	[照会]高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1の1の項	事後	
令和4年10月20日	I 関連情報 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年10月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠		番号法第19条第9項、高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 別表第2の27の項	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 1. ③システムの名称	福祉医療費助成システム(重度障がい者医療)	福祉医療費助成システム(重度障がい者医療)・障がい福祉システム・宛名システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年9月5日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和7年1月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すしている。	事後	
令和7年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる作業		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 福祉医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号 別表第1の1の	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項	事後	
令和7年2月19日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	[照会] 番号法第19条第9号 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 別表第2の27の項	[照会] 番号法第19条第9号 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 別表第2の1の項	事後	